

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年5月7日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

屋上緑化撤去作業

2 履行場所

青葉区奈良二丁目29番地-1
横浜市立奈良の丘小学校

3 契約日

令和6年4月1日

4 履行日又は履行期間

令和6年4月9日～4月11日

5 契約金額

1,210,000円(税込)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市南区唐沢15番地
横浜植木株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

トレー設置型屋上緑化のトレーが風で飛ばされ、校舎屋上から落下してきた。

トレー・連結プレートが経年劣化し、またトレー内の土が少なくなっているため、早急に対応しなければ、校庭で活動中の児童、道路の歩行者や近隣の住居へも影響も懸念される危険な状態であることから、緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

迅速な対応が可能な業者を選定した。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課